

議 案 第 34 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額、宿日直手当の額及び勤勉手当等の支給割合を引き上げる等するため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年松戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「運用」を「適用」に改める。

第17条の2第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同条第2項中「第15条、第16条及び前条」を「前3条」に改める。

第17条の3中「第15条、第16条及び第17条」を「第15条から第17条まで」に改める。

第20条第3項中「運用」を「適用」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。)から」を「次条第3項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第20条の4第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第2を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第4を次のように改める。

別表第5を次のように改める。

別表第8備考中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「次の表の俸給表欄に掲げる俸給表及び」を「行政職俸給表の適用を受ける職員であつて、」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、同号の表を次のように改める。

職務の級	号俸
5級	93
6級	98
7級	70
8級	54

第5条第4項中「（行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号俸）」を削り、同条第5項中「第3項第2号の表の俸給表欄に掲げる俸給表及び同号の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者にあつては、その俸給表及び」を「行政職俸給表の適用を受ける職員にあつては、第3項第2号の表の」に改める。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の80」を「100分の72.5」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第4を次のように改める。

別表第5任期付職員の項中

「

—	—
---	---

」を「

274,300	391,300
---------	---------

」に改める。

第3条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号の表中「98」を「85」に、「70」を「61」に改める。

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

373,000 円
421,000 円
471,000 円
532,000 円
607,000 円
709,000 円
829,000 円

」を「

374,000 円
422,000 円
472,000 円
533,000 円
608,000 円
710,000 円
830,000 円

」に改め、同条第3項中「

の定める」を「で定める」に改める。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」を「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」に改める。

別表第1中

「

155,500 円
156,900 円
158,400 円
159,800 円
161,100 円
162,500 円
164,000 円
165,500 円
166,800 円
168,300 円
169,700 円
171,200 円

「

156,500 円
158,000 円
159,400 円
160,900 円
162,100 円
163,500 円
165,000 円
166,400 円
167,700 円
169,200 円
170,600 円
172,100 円

」を

」に改める。

別表第 2 中

「

174,300 円
175,500 円
176,700 円
177,900 円
179,100 円
180,200 円
181,600 円
183,000 円
184,300 円
185,500 円
186,800 円
188,200 円

「

175,500 円
176,700 円
177,900 円
179,100 円
180,300 円
181,300 円
182,600 円
184,000 円
185,400 円
186,400 円
187,800 円
189,200 円

」を

」に改める。

第 5 条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、

「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は平成31年4月1日から、第3条の規定は平成32年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定（松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付条例」という。）第7条第1項の表、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第20条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定（任期付条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）又は第4条の規定による改正後の任期付条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第4条の規定による改正前の任期付条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。